

最高人民法院による人民法院の「分調裁審」メカニズム改革の深化に関する意見

中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議の中国の特色ある社会主義制度の堅持と整備、国家統治体系と統治能力の現代化の推進に関する全体要求を貫徹、実行し、中国共産党中央委員会の司法体制総合関連改革の深化等に関する調整を実施し、司法資源の配分の一層の最適化を図り、司法に対する人民大衆の要求に応え、段階を分けて順を追って進行し、通常手続きと簡易手続きを組み合わせ、連携、融合したワンストップ式の多元的な紛争解決メカニズムの構築を推し進め、矛盾・紛争の解決の質と効率の向上を図るために、人民法院の業務の実情を踏まえ、「分離、調停、即決裁判、早期審理（分調裁審）」メカニズム改革業務の深化について、本意見を策定する。

一、 訴訟と裁判外紛争解決方式の分離・結合メカニズムの整備

1. 訴訟と裁判外紛争解決方式の分離メカニズムを整備する。訴訟と裁判外調停、仲裁、行政不服審査、行政裁決等の紛争解決方式の分離を強化する。本省（区、市）が設立した総合的または家庭、医療、不動産管理、家屋、土地、金融、保険、証券、環境、知的財産権、労働争議、消費者権益、道路交通事故損害賠償等の専門的な矛盾・紛争調停処理解決センターのために法的指導や模範裁判事例を提供し、または駐在員を派遣し、裁判外紛争解決センターによる調停処理解決業務の先行的な実施を支援する。行政争議審理前和解（調停）センターの設立を模索し、行政争議の実質的解決を促進する。訴訟と行政不服審査、行政裁決、仲裁分離メカニズムを構築、整備する。立件前に提訴資料における紛争解決方式の精査・確認を適切に行う。法に基づき行政不服審査、行政裁決もしくは先行仲裁を行うべき紛争、または行うことができる紛争について、当事者に行政不服審査を申し立て、行政裁決を選択しまたは仲裁組織に仲裁を申し立てるよう告知もしくは指導する。

2. 一体的な紛争解決メカニズムの構築を加速する。道路交通事故損害賠償紛争「オンラインデータ体系的処理」の改革成果をさらに拡大する。銀行・保険、証券・先物、労働争議、消費等の件数が多く、発生しやすい紛争について、党委員会の指導の下で、労働組合、公安、金融、市場管理監督、人的資源・社会保障等の部門と共に一体的な争議解決メカニズムを構築し、法執行・司法の基準と証拠規則を統一し、情報資源の共同構築・共有を実現し、訴訟前の効率的な紛争解決を促進する。

3. オンラインの訴訟と裁判外紛争解決方式の分離を強化する。人民法院調停プラットフォームと仲裁、公証、人民調停、商事調停、業界調停、弁護士調停等のその他の裁判外紛争解決プラットフォームの結合を加速し、訴訟と裁判外紛争解決方式のオンライン連動業務体系を構築する。当事者が人民法院調停プラットフォームに紛争情報を入力した後に、選択可能な紛争解決方式と最適な争議解決方式を自動的に推奨する。オペレーターによる相談サービスを選択した場合は、12368 訴訟サービスホットラインを通じて紛争解決を指導する。当事者が直接オンライン立件プラットフォームを通じて立件を申し立てた場合は、事件の状況に基づき訴訟前調停に同意するか否かの確認書を自動的に発送する。当事者が訴訟前調停に同意した場合は、人民法院調停プラットフォームに組み入れる。

4. 裁判外調停の自動履行を促進する。裁判外調停は調停内容の真実性、適法性および実行可能性を重視し、権利義務主体の明確化、給付内容の明確化を実現しなければならない。裁判外調停の自動履行ポジティブインセンティブメカニズムを構築し、自動履行状況を信用評価体系に組み入れる等により、当事者が積極的に履行し、その場で調停合意を執行し、速やかに当地で矛盾・紛争を解決するよう指導する。

5. 司法確認の質と効率を強化する。基層人民法院と人民法廷、および民事訴訟手続きの繁簡分流（事件の事実、証拠、難易度、複雑度、情状の軽重などに基づいて、事件を通常手続き、簡易手続きに明確に区別し、処理を行うこと——訳注）改革試行業務を導入した中級人民法院、専門人民法院が人民法院調停プラットフォームを拠点に指導・研修、司法確認等の業務を実施することを推し進める。人民法院の委任調停を経て調停合意に至った場合は、当事者は委任調停を実施した人民法院に司法確認を申し立てることができる。調停合意、司法確認申立等の統一書式を作成し、業務の規範化水準を向上させる。民間貸借等の事件に対する司法確認・審査選別業務を強化し、悪意のある通謀による調停、虚偽訴訟等の行為を予防する。

6. 訴訟前指導メカニズムを構築、整備する。訴訟サービスセンターに訴訟相談指導評価エリアを設置し、訴訟指導員と関連のインテリジェントデバイスを配備し、訴訟結果の評価等のセルフサービスを提供する。立件を登記する前に、法院職員または常駐弁護士、心理カウンセラー、特別招聘調停員、人民陪審員、退職後の裁判官、ボランティア等が訴訟指導員として、訴訟と裁判外紛争解決方式の分離を実施し、当事者が最適な方式を選択し、紛争を解決するよう指導する。

二. 調停・裁判の分離・結合メカニズムの整備

7. 調停分離業務を全面的に展開する。人民法院に提訴された民事紛争について、事件の性質に基づき調停に適さない場合、またはすでに調停を実施したが調停合意に至ることができない場合を除き、立件前に当事者に対して調停に同意するか否かの確認書を発行しなければならない。当事者が訴訟前調停に同意した場合は、委任調停を実施する。当事者が同意しない場合は、法に基づき立件登記する。当事者が立件後調停に同意した場合は、委託調停を実施または法院の専任調停員が開廷前調停を実施する。当事者が訴訟前または開廷前調停に同意しない場合、直ちに審理手続きに入る。双方の当事者がいずれも弁護士に代理訴訟を委託した場合、審理前の自発的な和解を奨励する。行政賠償、補償等の調停に適した行政争議について、委任・委託調停制度の構築を模索する。私人訴追事件について、自由意志かつ適法である前提の下で、自発的な和解または第三者による調停の実施を奨励する。強制執行の申立てに関して、調停を通じて義務者に発効した法律文書に定める義務を積極的に履行するよう促すことを奨励する。

8. 人民法院調停プラットフォームを運用して調停を展開する。人民法院調停プラットフォームを十分に運用し、労働組合、中国共産主義青年団、中華全国婦女連合会、法学会、行政機関、仲裁機関、公証機関、業界団体、業界組織、人民調停委員会、商業団体、弁護士等の紛争解決のための力を結集し、特別招聘調停組織および特別招聘調停員の選任資格に適合する組織と人員をすべて特別招聘調停名簿に組み入れ、かつプラットフォームに入力する。上級法院が作成した名簿は、下級法院が使用可能とする。人民法院調停プラットフォームの調停事項を民事紛争から行政紛争、私人訴追および執行事件に段階的に拡大し、委任調停または立件後の委託調停業務がいずれも人民法院調停プラットフォーム上で行われる状況を実現する。

9. オンラインの音声・動画による調停を強化する。オンライン調停水準を向上させ、動画、電話、WeChat等の音声・動画方式を幅広く応用し、オンライン調停業務を実施する。当事者が人民法院調停プラットフォーム上でオンライン調停申立書の直接提出、電子送達住所の入力、関連証拠資料のアップロード等を行うことを可能にし、調停員がオンライン調停を実施する。オンライン調停の事件については、電子署名等のオンライン方式を通じて調

停合意書、調書等を確認することができる。人民法院調停プラットフォームと立件システムを相互に接続する。法律文書の発行を申請する場合、調停資料は立件システムに直接取り込まれる。立件後は、原則的にオンライン方式により各当事者が繋がり、調停の状況を確認する。審査を経て、裁判官が確かに必要であると判断した場合、双方の当事者に通知し、共同の現場での確認を要請することができる。当事者の同意を経て、法に基づき訴訟文書を電子的方式で送達することができる。

10. 調停・裁判の一体的な登記・業務進行メカニズムを整備する。人民法院を経て委任、委託調停または開廷前調停に分けて実施する場合は、訴状等の関連資料をスキャンし、調停プラットフォームに入力し、調停員が責任を持って相手方の当事者に連絡し、「送達住所確認書」を記入するよう指導し、調停等を手配しなければならない。調停情報の入力、業務の進行、合意書の生成、調停・裁判の結合等はいずれも調停プラットフォーム上で行う。調停は30日以内に完了しなければならないが、双方の当事者が同意した場合は、適当な範囲において延長することができる。調停を経て、調停合意に至り、即時に履行が完了した場合、調停員はシステムに処理結果を記録する。法律文書を発行する必要がある場合は、即決裁判・早期審理チームが処理をする。規定の期間内に調停が成立しない場合、繁簡分流を実施する。簡単な事件については、即決裁判・早期審理チームが審理を継続する。

11. 調停事件番号の採番業務を強化する。人民法院調停プラットフォーム上で訴訟前調停を実施する民事、行政、執行、私人訴追事件は、「事件受理年度+法院コード+事件類型+訴前調（訴訟前調停）+事件の通し番号」により事件番号を採番し、当事者が鑑定評価を申し立てた場合は、人民法院は上述の事件番号により関連手続きを実施する。委託調停を実施する場合は、「事件受理年度+法院コード+事件類型+委調（委託調停）+事件の通し番号」により事件番号を採番する。調停プラットフォームの事件番号と審判プロセス管理システムの事件番号を自動的に関連付け、調停事件の全プロセスの追跡、検索、統計が可能な状況を実現する。

12. 訴訟前調停において先に事件を受理した法院が管轄する原則を明確にする。当事者が訴訟前調停を申し立てた場合、訴訟時効は当事者が人民法院に訴訟を提起した日から中断する。これは、双方が調停合意に至ることができず立件し、管轄権に関する争議が発生した場合において、「訴前調」の事件番号の採番時期を管轄権の確定のための根拠とするためである。

三. 事件の繁簡分流基準の整備

13. 民事事件の繁簡分流基準。以下に示す即決裁判、早期審理に適さない事件を除き、基層人民法院と人民法廷はその他の事実が明らかで、権利義務関係が明確で、意見の相違が大きくない一審民事事件を簡単な事件として分離する。

- (一) 新たな類型の事件
- (二) 破産と関係がある事件
- (三) 当事者の一方または双方の人数が多い事件
- (四) 上級人民法院の差戻しにより再度審理する事件
- (五) 審判監督手続きを適用する事件
- (六) 第三者による取消しの訴え
- (七) 執行異議の訴え
- (八) 国の利益、公共の利益にかかわる事件
- (九) 社会の注目度が高く、裁判結果に模範的意義がある事件

中級人民法院の一審民事事件の繁簡分流基準については、上述の基準を参考として確定するとともに、訴訟の目的の価額等の状況を考慮しなければならない。

第二審の人民法院は、第一審の人民法院が即決裁判・早期審理方式を用いて結審した上訴事件、および当事者が上訴、提訴を取り下げた事件、上訴が自動的に取り下げられた事件、不受理、提訴の却下、管轄権異議申立てに対して上訴が提起された事件等について、原則的に簡単な事件として分離する。高級人民法院は、民事再審申立事件の繁簡分流業務の実施を模索することができる。

各地の人民法院は実情を踏まえ、民事事件の具体的な分離基準を制定することができる。

14. 刑事事件の繁簡分流基準。基層人民法院は、中華人民共和国刑事訴訟法第二百一十四条および第二百二十二条に定める刑事簡易手続と即決裁判手続の適用条件に適合する一審刑事事件について、一般的に簡単な事件として分離しなければならない。

15. 行政事件の繁簡分流基準。中級、基層人民法院は、以下に示す行政事件を簡単な事件として分離する。

(一) 中華人民共和国行政訴訟法第八十二条第一項、第二項に定める事由に該当する事件
(二) 事実が明らかで、権利義務関係が明確で、意見の相違が大きい商標権利付与・権利確定にかかわる行政事件

(三) 行政機関を提訴し、職責の遂行を求める事件

(四) 苦情・通報を不服とし、層級監督（行政機関の等級順に従い上級機関が一級下の機関に対する監督を行う体制——訳注）の履行を要請する事件、およびその他の裁判外審査事件

二審行政事件の繁簡分流基準は民事事件を参考として確定することができる。

16. 執行事件の繁簡分流基準。人民法院は以下に示す執行事件を簡単な事件として分離する。

(一) 被執行人が預金、非銀行決済機関の資金等を提供し、満額の債務弁済に直接充当させることができる事件

(二) 被執行人の財産を速やかに換価し、満額の債務弁済が可能な事件

(三) 被執行人に同一時期のその他の事件において執行に供することができる財産がないことがすでに認定されている事件

(四) 保全執行事件

四. 即決裁判・早期審理・早期執行メカニズムの構築・整備

17. 専門チームによる集中処理制度を整備する。調停・裁判の分離と繁簡分流を担当する手続分離員を設置する。民事即決裁判・早期審理チームの構築を強化し、行政即決裁判・早期審理チームの構築を推し進め、調停員とチームの結合を押し広め、訴訟サービスセンターまたはその他の多元的な紛争解決場所で調停・即決裁判・早期審理業務を実施する。刑事即決裁判・早期審理チームの構築を推し進め、留置場、訴訟サービスセンター等に刑事即決裁判エリアまたは即決裁判法廷を設置し、刑事即決裁判・簡単な事件の早期審理業務を実施する。早期執行チームの構築を模索し、簡単な事件の早期執行を促進する。

18. 民事と行政事件の簡単な事件から複雑な事件への変更メカニズムを整備する。民事と行政即決裁判・早期審理チームは、事件を受理してから 3 業務日以内に、当事者が行方不明である、調査・証拠収集、現場検証、監査、鑑定、評価が必要である、事件が難解かつ複雑で即決裁判・早期審理に適さない等の事由の有無を審査しなければならない。上述の事由が存在する場合、即時に異議を申し立て、手続分離員が改めて複雑な事件として分離する。即決裁判・早期審理期間に、事件の状況を複雑にする事由が発生した場合は、主任裁

判官は当該事由が発生してから 2 業務日以内に、簡単な事件から複雑な事件への変更を申請し、審査・同意を経た後に手続分離員が他の専門チームの裁判官による処理に変更し、かつ当事者に告知する。

19. 即決裁判・早期審理・早期執行事件の訴訟手続きの簡便化を推し進める。少額訴訟手続、刑事即決裁判手続の適用条件に適合する事件について、一律で少額訴訟または刑事即決裁判手続を自動的に適用する。その他の簡単な事件については、簡易手続、督促手続、通常手続等を適用し、簡素にかつ迅速に処理する。集中期間に簡単な事件を審理する方法を推進する。簡単な事件に対しては、集中的に立件、開廷、判決宣告を実施し、同一の審判チームが同一時間帯に複数の事件に対して連続的に審理を行う。法に基づき当事者の訴権が保障されている状況の下で、審理手続きをさらに簡素化する。訴訟プラットフォーム、電話、携帯電話のショートメール、ファクシミリ、電子メール、インスタントメッセージアカウント等の簡便な方式を用いて当事者に通知する。当事者双方が立証期限、答弁期間を必要としない旨の意思を表示した場合、人民法院は直接開廷することができる。当事者がすでに答弁権を行使している場合、開廷期間は立証期限、答弁期間の制限を受けないものとする。動画方式による遠隔開廷または証言等をオンライン方式で行う審理の導入を模索し、電子署名や電子送達方式の使用を普及させる。裁判文書をさらに簡素化し、当事者の状況、裁判理由および裁判結果を簡潔に記入する。執行事件の財産調査の簡素化を模索する。被執行人には同一時期の他の事件において執行に供することができる財産がないことがすでに認定されている事件について、執行申立人が被執行人の財産状況に異議がない場合は、財産調査を実施しないことができる。

20. 要素式審判（事件の基本的な事実にかかわる要素を抽出し、意見の相違が存在する要素について審理を行うことにより手続きの簡素化、裁判の効率向上などを図る方式——訳注）と模範裁判を普及させる。金銭消費貸借契約紛争、民間貸借紛争、売買契約紛争、自動車交通事故責任紛争、労働争議、離婚紛争、不動産管理サービス契約紛争、クレジットカード紛争、政府情報公開、商標権利付与・権利確定行政紛争等に対して要素式審判を段階的な普及を図る。当事者が事件要素表を記入し、かつ事件要素に従い法廷審理手続きを簡素化し、要素式裁判文書を用いる。複数の当事者が個別に提起した同類または一連の簡単な民事、行政事件について、まず 1 件の事件を選択して模範裁判を実施し、裁判基準を確立し、その他の事件は模範事例を参考として一括処理する。

21. 即決裁判・早期審理の特徴に適合するプロセス管理体制を構築する。即決裁判・早期審理事件については、一般的に当日に事件を分離し、1 度開廷し、当該法廷において判決を宣告し、その場で送達する。即決裁判方式を用いて審理を行う事件については、一般的に 10 日以内に結審しなければならない、最長でも 15 日を超えないものとする。早期審理・早期執行方式を用いて審理を行う事件については、一般的に 30 日以内に結審し、執行を終了させなければならない、最長でも 60 日を超えないものとする。ただし、即決裁判・早期審理期間に当事者の追加、訴訟上の請求の変更、反訴の提出、管轄権異議申立て等により経過した期間については、上述の期間に算入しない。法律と司法解釈に定める審理期間が上述に定める期間より短い場合、法律と司法解釈に従い執行する。

五. 関連の保障の強化

22. 統一・調整を強化する。「分調裁審」業務を党委員会が指導し、政府が責任を負い、民主的に協議し、社会が協同し、公衆が参加し、法治が保障し、科学技術が支えるソーシャルガバナンス体系に関する計画・配置に組み入れる。院指導者が先頭に立ち、各関係部門が関与する調整グループを設置し、統一的に業務を推し進める。政府等の関係部門と共に

訴訟と裁判外紛争解決方式の分離・結合、多元的な紛争解決に関する連携・連動を強化する。関係部門との調整により経費面の保障を強化し、多元的な調停業務を矛盾・紛争の多元的な解決の全体経費の統一の手配に組み入れ、調停員による業務の実施に必要な経費を合理的に確保する。

23. 優れた者を選抜し、実力がある者を調停・即決裁判・早期審理チームに配属する。司法行政部門との結合を強化し、調停員の選抜・研修等の業務をさらに適切に実施し、調停員業績評価、インセンティブメカニズムを構築、整備し、調停員の調停事件の件数、調停率、自動履行率等に対する定期的な評価を実施する。各級人民法院は管轄地域の事件量に基づき必要な数の即決裁判・早期審理チームを配備し、優れた主任裁判官を選抜し、裁判官補佐と補助員を整え、権限責任リストを明確にし、「分調裁審」メカニズム改革に適した審判管理メカニズムを構築する。

24. 分類考課メカニズムを構築する。業績考課評価体系における「分調裁審」業務の重要性を高め、効果的なインセンティブメカニズムを構築する。訴訟前紛争の選別、委任調停、司法確認の指導等を考課範囲に入れ、訴訟以外の方式による紛争解決を導く積極性を高める。管轄地域の簡単な事件と複雑な事件の考課の比重を科学的に評価し、事件数、難易度、適用手続き等に従い総合評価を実施し、単に事件の件数を考課評価指標としない。

25. 情報技術の開発・応用水準を強化する。各地の法院は実際の状況に基づき繁簡分流システムのアルゴリズムを開発し、立件システムに組み込み、インテリジェント識別とシステムによる分離を中心とし、人手による分離で補完する繁簡分流モデルを構築する。電子文書が事件と同時に生成される応用をさらに推進し、即決裁判・早期審理事件の電子文書による立件と事件処理のペーパーレス化を推進し、電子ファイルを中心とし、紙のファイルで補完する事件ファイリング方式を推進する。法廷審理活動の全過程に対する録音・録画を実施し、当事者の同意を経て法廷審理の録音・録画を以て議事録に代替する方法を模索する。事件処理システムに即決裁判・早期審理モジュールを組み込み、文書自動生成機能を追加し、自動車交通事故責任、不動産管理サービス契約、クレジットカード、金銭消費貸借契約、政府情報公開、危険運転、窃盗等のよくある類型の事件について裁判文書データベースを開発し、即決裁判・早期審理事件の裁判文書の自動生成を段階的に実現する。

26. 宣伝・普及を強化する。裁判外紛争解決メカニズム、人民法院調停プラットフォームの宣伝をさらに強化する。優秀調停員、優秀即決裁判・早期審理チームの宣伝・表彰業務を強化する。各地の法院が積極的に模索し、有益な経験・方法を速やかに総括し普及することを奨励する。人々から歓迎される宣伝方式を採用し、「分調裁審」業務に対する人民大衆の受容性を強化し、改革への前向きな気運を醸成する。

出典：最高人民法院ウェブサイト

<http://gongbao.court.gov.cn/Details/165debc9eea5369dac05ab189b0046.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。